

令和2年度第2回東大和市個人情報保護審議会 質問に対する回答内容

説明員 所属・氏名	子育て支援課長 新海 隆弘	整理番号	諮問2
諮問案件名	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の委託及び目的外利用について		
<p>1. 質問者 【 委員 】</p> <p>連絡 【 電話 ・ メール ・ FAX】</p> <p>2. 質問内容</p> <p>① 児童手当は所得制限があり、また年齢及び児童数により受給の額が異なるが、児童1人につき、一律1万円の支給があるのか伺う。</p> <p>② 生活保護受給者の対応について伺う。</p> <p>3. 上記質問に対する回答内容とその結果</p> <p>① 対象児童1人当たり1万円を支給します。所得制限を超えた「特例給付」世帯については支給の対象外となっています。</p> <p>② 児童手当の令和2年4月分の受給者が対象であり、生活保護受給の有無は問いません。臨時特別給付金支給の対象者全員が、同じ支給内容となります。</p> <p>回答内容について、委員の了解を得た。</p>			